

## ○安来市職員の公益通報に関する規程

平成18年3月31日

訓令第7号

(目的)

第1条 この訓令は、職員が知り得た行政運営上の違法な行為等に関して行われる通報について、必要な事項を定めることにより、違法な事態を防止し、又は損失を最小限に抑え、公正な職務の遂行を確保するとともに、公務に対する市民の信頼を確保し、公正かつ民主的な市政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員(教育長を除く。)及び同法第3条第3項第3号に規定する非常勤職員をいう。ただし、同法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員を除く。

(2) 公益通報 公益を守るために職員が知り得た行政運営上の他の職員の違法な行為又は違法性の高い行為に関する通報をいう。

(3) 公益通報者 公益通報を行った職員をいう。

(4) 公益通報相談員 職員からの公益通報を受付、処理するために設置する相談員をいう。

(5) 公益通報メールボックス グループウェアの電子メール機能に設けられた公益通報に係るメールを受信するための専用のメールアドレスをいう。

(公益通報)

第3条 職員は、次の事案について市民全体の利益及び行政に対する信頼への著しい損害をもたらすおそれがある事項を知り得たときは、第5条に規定する公益通報委員会に対し、職員担当課長(当該課長に係る公益通報にあつては、総務部長)(以下「職員課長」という。)あて又は公益通報相談員あてにより公益通報を行うことができる。この場合において、職員課長あての公益通報は文書又は公益通

報メールボックスにより、公益通報相談員あての公益通報は文書により行うものとする。

- (1) 法令（条例、規則及び訓令を含む。）違反又はこれに至るおそれのある事案
  - (2) 市民の生命、健康に重大な損害を与えるおそれのある事案
  - (3) その他市民全体の利益等公益に反するおそれのある事案
- 2 前項の公益通報をするときは、公益通報に係る当該職員の氏名及び所属、発生時及び場所並びに証拠の状況等をわかりやすく伝えなければならない。
  - 3 公益通報は、原則として実名によらなければならない。
  - 4 公益通報は、市の行政運営の適正化に資するために行うものであり、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情によって利用してはならない。

（公益通報の処理）

第4条 公益通報相談員は、前条の公益通報を受けたときは、通報内容を整理し、速やかに職員課長に報告しなければならない。

- 2 職員課長は、前条の公益通報を受けたとき又は前項の報告を受けたときは、次条に規定する公益通報委員会の開催に必要な措置を講じなければならない。

（公益通報委員会の設置）

第5条 職員からの公益通報を処理するため、公益通報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、副市長、教育長、総務部長、消防長及び公益通報相談員をもって組織する。
- 3 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 4 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、教育長がその職務を代理する。
- 6 委員に係る公益通報については、当該委員は、次条第2項の場合を除き、会議に参加することができない。

（委員会の職務）

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、市長が指定する職員（以下「調査員」という。）に調査をさせることができる。

2 委員会は、前項の調査のほか、必要があると認めるときは、公益通報に係る事案の決定に関し権限を有する者及び公益通報に係る職員を監督する責務を負う者（以下「管理者等」という。）並びに公益通報に係る当該職員から事情を聴くことができる。

3 委員会は、審議内容を市長に報告する。

4 委員会の庶務は、職員担当課において処理する。

（調査員の調査）

第7条 調査員は、次に掲げるところにより調査を行い、その結果を委員会に報告しなければならない。

（1） 管理者等に説明を求め、及びその管理する関係書類等を閲覧し、又はその提出を求めること。

（2） 管理者等に事情の聴取又は実態調査についての協力を求めること。

（運営状況の公表）

第8条 市長は、公益通報の件数及び主な内容等について、毎年度公表しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第9条 公益通報者に関する情報は、非公開とするとともに、公益通報者は、通報したことにより人事、給与その他の職員の勤務条件の取扱いについていかなる不利益も受けない。

（公益通報相談員）

第10条 職員からの公益通報を受け付け、公正かつ中立な立場で、適正かつ迅速に処理するため、公益通報相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、1人とし、人格が高潔で社会的信望があり、行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 相談員の任期は、3年とする。

4 相談員は、再任することができる。

5 前3項に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は別に定める。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月19日訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日訓令第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月4日訓令第3号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。